

平成22年第4回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成22年12月10日

閉 会 平成22年12月15日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（12月14日）

出席議員 7名

1番	久慈省悟君	2番	藤田修一君
3番	木村修君	4番	山舘清剛君
5番	青木倉元君	7番	坂本豊君
8番	久慈隆一君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古川正隆君
教 育 長	八戸良幸君
会 計 管 理 者	木村春美君
総 務 課 長	八戸純一君
税 務 課 長	坂本勲君
住 民 課 長	青木昭信君
健 康 福 祉 課 長	浜田亮君
産 業 振 興 課 長	工藤正人君
建 設 課 長	柿崎真人君
教 育 課 長	坂本勝教君
ふれあいセンター 事 務 局 長	芳賀作君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長 川崎清春 君
議会事務局 主幹 中川 悟 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3番 木村 修 君
4番 山舘 清剛 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 7番 坂本 豊 議員
第2 一般質問 2番 藤田修一 議員

午前9時35分 開議

○議長（久慈隆一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 7番 坂本 豊 議員

○議長（久慈隆一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は2名です。通告順に一般質問を行います。

7番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

T P Pについて、まず質問をいたします。

菅内閣が11月9日に環太平洋戦略的経済連携協定について関係国との協議を開始することを明記した基本方針を閣議決定いたしました。T P Pは関税を撤廃して農産物の輸入を自由化するものであります。これは地域経済に過大な経済的損失を与える暴挙であります。農業分野で完全に実施されれば日本の食料自給率は40%から14%になり、米の自給率は10%まで落ち込むことが農水省の試算で明らかになっています。財界やそれから仕事をもらっているマスコミも盛んに日本の農業は閉鎖的であるかのような宣伝をして国民を洗脳しようとしています。しかし、世界でも農産物の関税撤廃は主流どころか、日本は低い方に属しています。農産物の輸出国のEUは20%、アルゼンチンが33%、ブラジルが35%、アメリカは乳製品や砂糖にも5.5%の関税をかけています。日本は12%であり、農業について鎖国どころか、世界で最も開かれた国なのです。

世界の人口はふえ続け、20年後には現在の65億人が92億人までふえると予想されています。食料が絶対的に不足することが心配されているのに、日本が外国へ今以上に食料のほとんどを依存することが、いかに危険なことか明らかであります。政府の経済産業省がT P Pに参加しないときに80万人の雇用が失われるとしています。逆に、農水省はT P Pに参加したときは関連企業も含めて340万人の雇用創出があるとしています。北海道はT P Pに参加をしたとき2兆1,000億円の損失をしています。その7割が農業以外の関連企業と地域経済の損失としています。このようにT P P参加は農業を破壊するだけでなく、地域の疲弊した産業も襲い、雇用破壊を生み出します。旗振り役の経団連は乗り遅れるなど煽動していますが、恩恵を受けるのは自動車産業や電気など、ほん

の一部の輸出大企業に限られています。それでなくても、これらの大企業は派遣労働法の施行などで賃金の安い労働者を都合よく使い、もうけ過ぎ、220兆円もの内部留保をしています。これでも足りないのか、法人税をさらに5%もの引き下げを政府に執拗に要求してきました。その国の食料政策はその国が決めることを世界のルールとして確立させることが必要です。日本共産党は日本農業と地域経済を破壊するTPPへの参加に断固反対をしています。

そこで質問であります、村長にお尋ねいたしますが、今、農業界を中心にTPPへの反対運動を展開していますが、村長はどのように考えているのか、まず答弁を求めます。

○議長（久慈隆一君） 村長。

○議長（古川正隆君） 坂本議員にお答えいたします。

TPP、つまり環太平洋連携協定交渉ということでございますけれども、これは簡単に言えば関税の撤廃を前提とする包括的な協定ということでございます。つまり、農産物からすべてのものを関税を撤廃していくということになるわけでありまして。その中で一番打撃をこうむるのが農業だと思っております。

30年前後前に林業の関税撤廃をしたわけでありまして。皆さんご承知のとおり、林業は壊滅的な打撃を受けまして、ほとんど林業の体をなしていないという実態になっております。今、この時点になりまして林業についても再生をしなければいけないということで今、さまざまな団体、そしてまた国も動き出しておりますけれども、一たん崩壊した林業行政というものは、これから再生することはほとんど不可能ではないと言われております。ですから、TPP、つまり環太平洋戦略的な経済連携協定、そしてそれによって関税を撤廃するということは私は日本農業にとっては大変なダメージだと、このように考えております。

そしてまた、世界の趨勢を見ますと、これに加わっている国々はほとんど農業については保護政策をとっていると、簡単に言えば保護政策をとっていると。ところが、日本の場合は、このまま裸にして諸外国と競争するということになるわけでありまして、恐らく私は壊滅的な打撃を受けるのではないかなというふうに考えておりますので、我々蓬田村はもちろんでございますけれども、町村会自体もこれに反対していかなければいけないし、あるいはまた県も反対していかなければいけないと。また、地方議会も徹底して反対していかないと、これは大変なことになると、このようには考えておりま

す。また、もう少し考えますと農業だけでなく中小零細企業にも大きな打撃を与えると、こういうふうを考えておりますので、何としてもこれには反対して阻止していかなければいけないと思っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 再質問をいたします。

きょうは将来の日本を背負う小学生たちが議会に傍聴に来てくれていますので、多少難しい言葉が出ると思っていますので、わかりやすく解説もしたいと思います。

今述べているTPPの意味であります。このTPというのとはトランス・パシフィック、つまり環太平洋という意味で、次のPはパートナーシップ、つまり連携という意味です。太平洋を取り巻く4カ国のブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールがTPPへの参加をしています。これにオーストラリア、マレーシア、ペルー、アメリカとベトナムの5カ国が参加を表明しております。そして、ことしの10月に突然菅総理が参加を表明いたしました。先ほども述べたように関税を撤廃して利益が上がるのは大企業だけです。国内の弱い立場の農業は、すぐ競争力がないために経営が立ち行かなくなります。それをその産業の責任にするというのが経団連の言いわけであります。これは利益を得る産業とそうでない産業の戦争です。戦わないと負けてしまいます。都会から離れた地域に住む人々は、おおむね1次産業に従事していますが、蓬田村もそうです。農業や漁業を大切にしないで切り捨てる政策を進めてきたのは自民党、公明党も同じです。それに対して国民が反発をして今の民主党に政権をゆだねたわけですが、その期待を見事に裏切ったものであります。

民主党は昨年の総選挙の公約でEPAの推進を掲げてきました。ここで言うEPAはエコノミック・パートナーシップ・アグリーメント、これもまた難しい言葉ですが、経済連携協定という意味です。このEPAの公約は農業者団体から猛反発を受けましたが、その言い逃れが「農業分野は切り離すから問題はない」と言ってきました。しかし、アメリカやオーストラリアは農業分野での関税を撤廃させるために協定を結ぶのであって、民主党の言いわけは的外れでありました。今回はその2国間のEPA、FTA協定よりも多国間の、アメリカ、オーストラリアとの協定を一気に解決するためにTPPに参加を表明したものであります。

もう一度確認をしたいと思えます。実は、日本共産党の市田議員が国会で質問したことを紹介します。それによりますと、北海道だけで雇用が17万人減少して、3万3,000

戸の農家が職を失います。日本全土では農業生産額の半分が失われ、4兆5,000億円の経済的損失が試算されています。それによると、農業の多面的な機能の損失で3兆7,000億円、関連産業で8兆4,000億円減少し、350万人の雇用の減少としています。

北海道農業の規模は、EUとアメリカと比較してどのくらいなのかというと、酪農経営の1戸当たりでは、EUは10頭、アメリカは138頭、北海道は64頭です。肉用牛の比較では、アメリカが84頭、北海道が178頭です。1戸当たりの経営面積で、EUが14ヘクタール、アメリカが187ヘクタール、北海道が20.5ヘクタールになっています。北海道農業は既にEUを超える規模になっていて、貿易自由化と市場開放と農業を両立させると菅総理は発言をしていますが、それが不可能だということがわかります。そして、日本農業は鎖国状態とありますが、インドが124%の関税、韓国が62%、メキシコが43%、EUが19.5%、先ほども述べたようにアメリカが5.5%、そして日本が11.7%になっていますから、日本だけが閉鎖的という財界の宣伝はここでも成り立たないことがわかります。むしろ日本農業が衰退している原因がこの関税率の低さに原因があるわけです。それをさらに90%以上自給している米まで自由化されると、ほとんどの日本農家は壊滅することは目に見えています。

日本でも世論調査では食料の供給について、外国産よりも高くても国内でつくるべきというのが53%、外国産よりも高くても米などの基本食料は国内でつくるべきというのが37%で、外国産の方が安い食料は輸入した方がよいというのは、わずか5%にしかすぎません。ついこの間まで輸入した米のかびが問題になりましたが、中国産の毒入りギョウザ事件もありました。国民の多くは国産の優位性を願っているわけです。

米に関して言えば、世界で生産される量は精米ベースで4億4,000万トンです。そのうち貿易量は3,100万トンで、率にして7%でしかありません。小麦が6億4,500万トンの生産に対して貿易量は1億2,400万トンで、率にして20%ですから、いかに米の貿易量が少ないか、わかります。米を輸入している国は、日本が米の自給率が減り、輸入をすることで手に入らなくなりますから、飢餓で苦しんでいる人たちにも脅威を与えることとなります。財界は「農産物は安い外国産を輸入して工業製品を売る方が効率がよい」という自分たちだけがよければよいという論法で言い張っていますが、そのことが経済的に弱い人々を死に追いやることにもなるわけです。日本は自給できる農産物はできるだけ生産をして、その産業基盤を失うことがないように国が責任を持って維持をしていくことが大切なことだと思います。

そこで、再質問いたしますが、T P Pに日本が参加をした場合の村の経済損失については試算はどうでしょうか。また、農業をする農家がいなくなれば当然村の産業は衰退してしまいます。そのときは役場も今のままの存続をすることは不可能になります。そのことから決して農業分野だけでなく、2次産業、3次産業にも大きく影響する重大なことであるという認識を深める必要がありますが、そのことについて村長はどのように考えているのか、再度答弁を求めます。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） このT P Pの、これが妥結して、そしてこの協定を結んだ場合に蓬田村にどのぐらいの影響があるかということでございますけれども、その試算についてはしておりませんが、ただ、蓬田村の米づくり農家は大半が恐らく生活できなくなるだろうと、このように考えております。

それから、米だけではなく野菜等についても非常に大きな打撃があるものと考えております。ですから、蓬田村全体の存続にかかわる問題であって、私はこのT P P、つまり関税の撤廃ということは何としても阻止しなければいけない問題だと、このように考えております。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 我が党の国会議員である市田書記局長は、T P Pはアメリカとオーストラリアとの日本の輸出大企業の利益が目的であることを国会質問で明らかにしているわけです。T P Pに参加をしている国は、先ほども述べましたが、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国で、交渉中はアメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの5カ国なわけです。経団連がバスに乗りおくれるとか、世界の趨勢だとか言っていますが、わずか9カ国にすぎないわけです。アメリカとオーストラリアが日本との2国間のF T Aが進まないために農業輸出国にその門戸を開くということがねらいなわけです。日本は事実上、日米F T Aと同じ意味を持っているわけです。

国内総生産をT P Pに参加をしたときにどのくらい押し上げるかについて内閣府は計算をしていますが、0.48%から0.65%です。ほとんどふえていないわけです。結局一部の大企業の利益のために農業も水産業も、それにつながる地域社会も破壊するだけなのです。農業は数字だけでははかれない多面的な機能を持っています。それを貨幣評価をすれば洪水防止機能、土砂崩壊防止機能で年間8兆円、森林では表面浸食防止機能、水

質浄化機能などで年間80兆円、水産業、漁村では物質循環補完機能、生態系保全機能で年間11兆円という試算が学術会議で出されています。そこで再々質問をいたしますが、前原大臣の発言をどのように感じたのかについて質問いたします。

農業が破壊されますと地域社会も崩壊してしまいますから、民主党が進めるTPPは絶対阻止する運動の展開を議会ともども進めていくことが必要です。その具体的な対策を再度求めます。

そして、TPPは農業だけでなく金融・保険、公共事業の入札、医師・看護師・介護士などの労働市場の開放まで含まれています。賃金もアジア諸国の低賃金との競争にさらされ、大幅に引き下げられるおそれがあります。食料、主権だけでなく何でも市場任せにすればよいというだけでは社会は成り立たなくなります。前原大臣が「日本のGDPにおける1次産業の割合はわずか1.5%しかない。1.5%を守るために98.5%が犠牲になっていいのか」という発言をしました。到底許される言動ではありませんが、この彼の発言に対して村長はどのように感じたのか、答弁を求めます。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） この環太平洋、TPPの問題は、今協定を結んでいる国は、例えばブルネイとか、ブルネイはインドネシアと国境を接していますが小さい国で、そして石油算出国であります、この国は。ここにはほとんど、農業で生計を立てるとか、これから農業を大きくするというような国ではございませんし、ほとんど輸入に頼っている国だと。そして、またシンガポールは農業は全くゼロ、皆無でございます。工業とか金融政策でもうけた金で農産物を諸外国から買っているという、そういう国。そして、ペルーについては、これはご承知のとおり南米でございますので、高地でございますので、それなりには農業をやっていると思えますけれども、大体そういう国々が協定に参加しているわけでありまして、日本の場合は農業が、第1次産業が主体の国でありますから、これらと同じに扱っては、これは非常に危険だと、このように考えております。

また、1つには、村はどうするのかということでございますけれども、私は反対をさせていただきます。そしてまた青森県の町村会も、それから全国の町村会も我々の意向を酌んでこれに反対をしております。そしてまた、これからさまざまな形で国会、あるいはまた関係機関に反対の陳情等をしてまいりたいと思えます。もちろん議会の皆さん方も地方議会、あるいは国会と陳情に行く機会があると思えますけれども、一体となってこの問題に反対して、そして阻止するという方向へ行かなくてはならないと、このように考

えております。以上です。（「前原大臣のGDP1.5%の発言」の声あり）

○議長（久慈隆一君） 村長。

○村長（古川正隆君） 前原大臣が何言ったか、私、よくわからないんだけど、その辺はちょっと勉強不足で申しわけありません。中身ちょっとわかりませんので。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 次の国保税の軽減について質問をさせていただきます。

9月議会に提出をされた決算審査意見書によりますと、国保税の支払いされていない額は3,575万6,088円、収納率が73.2%になっています。支払いできない世帯が26.8%もあるということになります。昨年度では49世帯が滞納し、金額が815万円です。滞納額が年々多くなっています。2002年度が116万円、2005年度が367万円、そして2008年度が869万円、2009年度が減っているだけです。これほど国保税の滞納が多いということは保険証にかわり短期保険証や資格証明書の発行がされていると思います。これでは病院に行っても全額を支払いすることになり、うかつに悪くなっても病院にいけなくなってしまいます。そのことが早期に治療すれば治る病気も重症化して取り返しができないことになりかねません。金の切れ目が命の切れ目となってしまいます。全国的にも滞納が大きな問題になっています。2009年度で2,144万世帯のうち21%の445万世帯が滞納をしています。短期保険証が発行されている割合が全世帯に対して5.6%で、滞納世帯に対して27%にもなっております。資格証明書の発行が全世帯に対して1.45%で、滞納世帯に対しては7%になっています。

このように全国的に滞納がふえている原因には国庫負担金の割合が減少していることが挙げられます。1984年度には1世帯当たりの保険料が10万3,000円で、1人当たり3万9,000円でした。このときの国庫負担金の割合が49.8%でした。そして、1997年度では1世帯当たりの保険料が15万6,000円で、1人当たりの保険料が7万6,000円で、国の負担率は36.7%に減少しています。2008年度では1世帯当たり15万7,000円で、1人当たりの保険料が9万円に値上がりしています。そして、国の国庫負担支出の割合が何と24.1%に下がっています。この数字からわかるように、国保税の負担が住民に重くのしかかっている原因が政府の国庫負担金の減少であることを示していると言えます。

次は、国保世帯の所得と負担率の推移です。1990年度は世帯当たり240万円で保険料が15万1,000円で、負担率が6.3%です。2000年度は197万円で保険料が15万円、7.56%

にふえています。そして、2008年度は平均所得が168万円に対して保険料が15万円で、負担率が9%に上がっています。

また、国保世帯の所得階級別の国保料と負担率の比較では、2008年度で見れば、所得が30万円未満では1世帯当たりの保険料が2万9,960円で、負担率が19.7%です。100万円から150万円では14万1,124円で、負担率が11.4%、所得が700万円から1,000万円までは保険料が56万5,225円で、負担率が6.9%。1,000万円以上では保険料が57万6,241円で、負担率が2.7%になっているわけです。所得が高いほど負担率が比例して下がっていることがこれからもわかります。低所得者ほど国保料が高くなっていることも問題なわけです。このように国保制度は滞納者の増加や高過ぎる国保税のために危機的な状態になっています。

憲法25条をもとにして国民すべてが保険制度に加入するという世界に誇るべき制度が長年続いた自民党政権のもとで崩されてきました。国民の支払う保険料だけでは制度として成り立たない国保制度へ国の責任として国庫負担金が行われてきました。それが1984年からこの国庫負担金が減らされてきました。2005年、2006年にも三位一体改革といって負担を減らされ、国庫負担率が半分ほどであったものが、先ほど述べたように、2008年には24.1%まで減らされたわけです。そして、毎年のように保険税、国保税が引き上げられてきました。ことしも最高限度額が引き上げられました。国保税を支払えば生活が成り立たなくなっているわけです。私はこの危機的な状態になっている国保税の軽減のために村が繰入金をすべきと考えています。国が今まで負担をしてきたものを減らして住民にそれを押しつけているのですから自治体は地方交付税で補うべきです。これはいつも要求していますが、なぜ実行できないのか、まず答弁を求めます。

○議長（久慈隆一君） 税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） お答えいたします。

常日ごろ、国保税の納税者に対しては非常にお礼を申し上げる次第です。ただ、今、国保の予算の仕組みについては、国庫補助、あるいは一般会計からの繰り入れ、あるいは国保、それに対する、所得に応じたその世帯に課税されるものです。構成を考えてみますと、我々としては税の軽減負担については、低所得世帯に対する軽減、これは非常に低い、33万円以下、7割、5割、2割、あと非自発的失業者に対する軽減、これは平成22年度からの法的なもので、会社の倒産、あるいは解雇、雇いどめによる自己都合等によらない失業者に対する軽減措置は今実施しております。100分の30で軽減措置をし

ております。それ以外の軽減措置については、現在のところ法的な措置はとられていませんので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 資格証明書の発行についてお伺いをいたします。

蓬田村では保険税を滞納している世帯が2008年度に54世帯、2009年度は49世帯となっております。そのうち資格証明書等が発行されているのは何世帯になるのか、答弁をお願いします。

○議長（久慈隆一君） 住民課長。

○住民課長（青木昭信君） 資格証明書交付の件数でございますが、9月30日現在、10世帯、14人でございます。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 悪質な滞納者であることを自治体当局が証明をしない限り、資格証明書の発行はできないことを当時の日本共産党の小池参議院議員が質問したことで確認をしています。このことから資格証明書を発行している世帯の証明はされているのですか。

また、国民健康保険制度は社会保障制度であり、相互扶助や助け合い制度とか、相互共済とか、応益制度とかいう主張もあります。しかし、国保は社会保障制度だということを職員も自覚をする必要があります。滞納者への制裁は国民の医療を受ける権利を取り上げるだけではありません。国保制度への不信感もふやすだけです。そもそも滞納の原因は高い保険税に問題があるのであって、払えない人だけに責任があるわけではありません。資格証明書や短期保険証の安易な発行や差し押さえは許されないことであります。それよりも払える保険料にすることが大切ではないでしょうか。そのために国と都道府県の負担をふやし、村の負担もふやすことを求め、運動していくことが必要であります。その点について答弁を求めます。

○議長（久慈隆一君） 暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し会議を再開します。

住民課長、答弁。

○住民課長（青木昭信君） 我が村では、そういう証明書を発行する際に、各その委員
がおりますので、それに計らって就業状況とか等々を勘案して最終的に結論を出して証
明書、そういうものを発行している次第でございます。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 再質問はいたしませんけれども、先ほど述べた資格証明書の発行
というのは本当に悪質であると。先ほど休憩中に言いましたように、お金がたくさんあ
ってぜいたくな暮らしをしているにもかかわらず払わない、そういうものを皆さんがわ
かるような証明をしない限り発行してはならないというのが国の答弁なわけです。この
ことを知っておいてください。

次に、光ファイバーについて質問をいたします。

インターネット通信がADSLよりも100倍近く速い光ファイバーがことしの12月か
ら今別町で実施されています。来年の1月4日からは隣の外ヶ浜町でも実施されます。
青森市から近い蓬田村がなぜ置いてきぼりになったのか、村民の利用者からは不満の声
がたくさん聞こえています。今やインターネット通信はさまざまな分野で使用されて、
これがなければ仕事にならない時代になっています。事業所でも学校でも、そして一般
家庭でもインターネットがなければ生活にも支障が出るほど、これは広がっているわけ
です。蓬田村で現在使用されている通信のADSLは基地局から4キロメートル離れる
と極端に通信速度が落ちてきます。それに比べ光ファイバーは通信速度が環境に左右さ
れず保証されます。将来はすべて国の責任で整備をすべき大変大事なインフラですが、
韓国ではいち早く国家事業としてこれに取り組んでいます。日本ではNTTが利用効
率が高い都会を中心に実施していますが、過疎地帯は採算性がとれないという理由で放
置されています。今別町や外ヶ浜町は町が資金を提供してNTTに光ファイバーの導入
をしてもらいましたが、地域の情報通信基盤整備推進交付金という総務省の補助金を受
けての事業でした。蓬田村ではこの話は全くなかったのか、これについて答弁を求めた
いと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長、答弁。

○総務課長（八戸純一君） 質問にお答えいたします。

現在、村内にはADSLケーブルが敷かれ、電話やインターネットで利用されてお
ります。ADSLケーブルと光ファイバーケーブルを比較しますと、インターネットで情
報を得る場合、光ファイバーが約3倍速い時間だというふうになっております。すなわ

ち、ADSLが3分かかるところを光ファイバーであれば1分で済むということであり
ます。本来光ファイバーケーブルはNTT東日本が敷設しておりまして、現に青森市内
は奥内以北を除いて市民に利用されている状況であります。NTT東日本では利用が見
込めない町村地域には、今のところ敷設しない考えのようであります。

村内に光ファイバーケーブルを敷設する場合、概算で1億3,000万円ほどかかると見
込んでおります。国の地域情報通信基盤整備推進交付金を利用した場合、交付率が3分
の1で約4,300万円が交付され、残り約8,700万円が地元負担となります。村としては来
年度から公営住宅等が本格的に着工になります。このようなことから光ファイバーケー
ブルを引く財源を確保できない状況であることをご理解くださるようお願いいたします。

参考までに、現在光ファイバーケーブルを引いていない町村は蓬田村を含めて7町村
でございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 調べてみましたら非常に今別町や外ヶ浜町の負担が少ない事業で
した。課長が答弁では8,000万円の村負担と言いましたが、実際は今別町は事業費が1
億3,535万5,500円で、地域情報通信基盤整備推進交付金は事業費の3分の1で4,511万
円、国の補正で公共投資臨時交付金が残りの9,023万7,500円の96%である8,662万8,000
円が充当して交付されると。そして、残りの360万円が起債の発行の予定でしたが、実
際、今別町では公共投資臨時交付金が9,023万7,000円が交付されてきたので、実質、今
別町の持ち出し金はわずか500円でありました。

外ヶ浜町は事業費が2億7,000万円で、補助金が3分の1の9,000万円です。差し引き
の1億8,000万円の85%に補助裏起債があり、その金額は1億5,000万円で、残りの
3,000万円は過疎債です。ですから、過疎債ですので70%が交付金が充当されます。よ
って、町の実質負担額は900万円ということになるわけです。

残念ながら蓬田村はこの事業を否定的に扱い、必要がないと判断をしたようですが、
これからもこのような有利な事業があれば採用すべきと考えますが、村の考え方はどの
ようになっているのか、再度答弁を求めます。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 先ほど議員の方から説明がありました地域活性化公共投資臨
時交付金につきましては、国が経済危機対策の一環として平成21年度の補正予算におい
て設けた交付金事業でございます。これにつきましては、先ほど説明しましたように、

地域情報通信基盤推進交付金の残りの地元負担に地域活性化公共投資臨時交付金を充当して、本来であれば国庫補助の裏にさらに国の補助金を充当することは原則できないことになっていきますけれども、特別に平成21年度に創設した交付金事業でございます。それを充当することによって地元負担を限りなくゼロに近づけるような施策でもって活性化と同時に地域の、都市間と町村地域との情報通信の格差を是正するために設けたものと考えております。いずれにしましても、蓬田村の財政規模を考えますと、これから先は国のさまざまな有利な起債並びに交付金事業を当然踏まえて蓬田村が計画している事業に充当していく考えは必要であると考えております。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 光ファイバーはADSLと比較をして料金が高いという傾向がありますが、一度に送れるデータ量が大きいので通信速度が飛躍的に速くなります。これから村営住宅を建設することもあり、若い人たちにとってもインターネットが光でないことは定住してもらうには大変不利になります。通信速度がADSLではダウンロードをするスピードを速く設定している分、上り時間が遅くなっています。光の場合は上下とも安定したスピードが保証され、環境にも影響を受けません。将来は光が当たり前になりますから、いつでもADSLしか蓬田村が利用できないということは村民にとって有利なことは何もありませんので早急に、事業があるときは参加をすることを再度求めておきます。

さて、4番目のホタテガイのへい死の問題についてに移ります。

ホタテガイがことしの高温で成員のほとんどが死滅をした問題は漁師にとって死活問題になっています。共済掛金の9%を村が補助する補正予算が80万円計上されておりますが、これだけの助成で十分なのか、お伺いをいたします。その他、村で行う援助はどのようなになっているのか、答弁を求めます。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） 坂本議員の質問にお答えをいたします。

わずか9%の村の助成で十分なのかということでございますけれども、蓬田村以外に、蓬田のほかにも助成制度はあるんだけれども、していない町村もございます。それで80万円が少ないか多いかということは、いろいろ考え方だと思いますけれども、村としては80万円で助成するというので一応お話しして、今回、12月補正に予算計上するということになってございます。

それで、これからの対策としてはどうなのかということでございますけれども、考えているのかということでございますけれども、漁業者及びそこで働いているパートの人たちの救済措置といたしまして地域グリーンニューディール基金事業というものがございまして、その中に環境整備の一環としまして青森海岸漂着物地域対策推進事業というものがございまして、それを行う予定になってございます。

その内容を若干お知らせいたしますと、まず目的としては、蓬田の海岸というのは大体後潟の境界から外ヶ浜の境界まで、蟹田の境界まで10キロメートル弱なわけでございます。その海岸に漂着したごみと海岸清掃環境整備事業をそれでもって実施していくんだということで計画を立ててございます。それで方法と内容というところなんですが、蓬田村の海岸全域を機械等で作業できないところを人海戦術をもって清掃及び流木、ごみ等の回収作業を行うと。それから、回収したごみ等を運搬機が入れる箇所に分けて、それから収集するというで一応考えてございます。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 蓬田村漁協からのホタテへい死対策として要望書が11月9日に議会に提出されています。これによりますと共済掛金の補助、天災融資における借入金に対する利子補給、ホタテガイ母貝確保のための出荷制限に対する補助、採苗施設の設置費用に関する資材費の補助、村税負担の軽減と保育料減免と支払い猶予の措置、最後にホタテ養殖漁業に携わる家族従業者及び従業員の雇用対策が挙げられていますが、これらの要望書に対してどのように対処していくつもりなのか。今課長が従業員の雇用対策について、海岸の清掃のことについて答弁いたしましたが、これについての予算というのはどのくらいなのか。そして、今述べた要望書に対してはどのように実行するのか、しないのかについて具体的に個別に答弁をしていただきたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） まず第1点に、地域グリーンニューディール基金事業の環境整備の一環で行われる事業はどのぐらいの予算なのかということでございますけれども、一応2,000万円でございます。ただ、これは県の方に今申請しておりまして、正式な通知はまだいただいておりません。けれども、2,000万円は申請どおり村に交付になるのではなかろうかと思っております。

それから、次に漁業協同組合の方から要望が来ている6項目の関係でございますけれども、まず第1点目のホタテガイ特定養殖共済の掛金の補助と、これは先ほど申し上げ

たとおり、12月の今回の補正で、あした審査されることになるんですが、それで一応予算計上してございます。それから、天災融資法等における救済策が講じられた場合の漁家の借入金に対する利子補給と、これについても新年度に一応予算計上する予定でございます。

それから、ホタテガイ母貝確保のための出荷制限に対する補助ということでございます。これ今キロ当たり100円ということでございますけれども、これはこれなりにまた県の方でいろいろ対策を講じまして、うちの方もそれに乗っかって、それでやっていきたいと思っております。

それから、沖合公海への採苗施設の設置、設置費用に関する資材費の補助と、これにつきましても大体ノシ、ノシわかりますよね、1本当たりで35万円ぐらいだそうです。それで、一応9本分を今うちの方で予算案で積み立てたいと思っております。

ただ、緊急雇用対策事業の中で、それも県の方でまだはっきり、20日過ぎないとちょっと県の方から、正式な連絡得られませんので私ははっきり言えないんですが、今、県に入っている情報によりますと、そのお金も来るのではなかろうかと。そうなってくれば村の予算の方も若干調整かかろうかと思えます。それも前向きに今進めているところでございます。

それから、村税等税負担の関係については担当課の課長の方からお願いいたします。

それから、ホタテガイ養殖漁業に携わる家族従業者及び従業員の雇用確保、これ先ほど申し上げましたように、地域グリーンニューディール基金事業なるものの中でそれを雇用してやっていきたいと、このように考えてございます。以上です。

○議長（久慈隆一君） 税務課長、答弁。

○税務課長（坂本 勲君） 村税等の軽減措置についてお答えいたします。

特別災害ということで条例あるいは規則を整備して、今年度については、平成22年度については12月納付が終わっておりましたので、ちょっと該当しません。来年、平成23年4月1日以降の納付に対して該当するように特別災害として条例、あるいは規則を整備しながら、割合については次の議会等に諮ることを今計画しております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） ホタテ特定養殖共済制度についてお伺いいたします。

補償水準の2割まで填補対象とする方式で2,000万円が補償水準の倍、漁業者の共済掛金が35万6,004円、それに対して最大支払額がわずか192万円しかありませんが、これ

では生活が成り立たないと思いますが、漁師の方が共済制度は掛金が高い割に支払額が少ないために今までほとんどの方が入れないと言ってきましたけれども、これが事実なら納得できるわけですが、本当にこれしかもらえないのか、答弁をお願いいたします。また、来年の被害の大きいことが既に明らかになっているために、このように支払共済金額が少ない方式にしか入ることができないのか、あわせて答弁をお願いします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） 実はこれ、うちの方で金、80万円でもいくらでも助成する以上、もちろんこれはその中は把握していなければならない。それはわかります。けれども、その試算方法とか保険屋でないもので結局わからなかったわけですよ。それで、一応漁協の方に問い合わせしました。それで、漁協担当課長補佐の方も、そのところの計算方式がややこしくてわからないということであったもので、私、勉強不足で、ただいまの坂本議員の質問に対して満足のいくような答弁できないことをおわびしたいと思っています。一応そういうような流れでございましたので、これからも一応、さらにその辺の内容を保険会社の方から聞いて、再度また、もし機会があれば答弁したいと、そのように思っております。なにぶん、それでご理解いただきたいと思っています。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） それでは、この件に関しては次の3月議会までによろしく願いをいたします。

最後に、5番目の側溝の整備と庭木の剪定枝の処理について伺いをいたします。

蓬田中学校の近くの側溝にふたがかけられていないため掃除が大変であるという苦情が寄せられています。この側溝は幅が約80センチメートルですが、近くまでふたがかけられていますので同じふたをかけられる構造になっておりますので、予算をつけて実施できないか、答弁を求めます。また、中学校の西側の側溝も泥で埋まっているために整備できないか、あわせて答弁をお願いいたします。

○議長（久慈隆一君） 教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 緊急雇用創出事業を12月にまたやるんですが、その事業において今指摘のあった側溝の泥上げ、これを実施します。現場は確かに泥がちょっと入っていて、ちょっと荒れた状態になっていました。それで、ふたに関しては今のところ考えておりません。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） ふたについては教育委員会の管轄ではないと思いますので、別な課長から答弁をお願いできませんか。

○議長（久慈隆一君） 建設課長、答弁。

○建設課長（柿崎真人君） 質問にお答えさせていただきます。

私もきのう現場を見てきました。下側の方に、東側の方に今現在、まだ農地がございます。やっぱり農地があれば、あそこは用水ですので、ふたをかけるとなれば、将来、あそこの農地が田んぼになるかどうかはわかりませんが、そういう場合になったとき、ごみがたまったりしたとき、ふたをかけてしまうと大変な状況にもなるということで現在、ふたをかけることは考えてございません。ただ、将来的にあそこは宅地化をされまして、そういうふうな形で住宅が建つようになれば村道の側溝の整備という形で考えるのも、また選択肢の1つではないかということで思っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 2番目の庭木の剪定作業で出た枝を処理するのに専用の機械がありますが、これを役場で購入して必要な住民にリースをして処理できる体制をとれないのかということで質問いたします。

住民は庭木の枝を処理するのに手段がないのか、手っ取り早く水田等で焼却していることがよくありますが、これは野焼きに当たり、重い罰金が課せられることになっておりますので、村の対応を求めたいので答弁をお願いいたします。

○議長（久慈隆一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 村での対応はできません。理由は、まず庭木は個人的な趣味の領域であります。すべての住民が庭及び庭木を所有しているわけでもありません。しかし、その趣味の領域に活用させるための専用の機械を村で購入することは考えられません。なお、庭木の枝切り作業で出た枝等は燃えるごみとして取り扱っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 実際野焼きをしている場面を多々見るわけですが、役場としてはそういう行為が日常的に行われていることを把握しているのかどうか、質問をいたします。また、今課長が答弁した燃えるごみとして出す場合の方法というのを普及宣伝しているのかどうか。どのような手段で燃えるごみとして出せばよいのかについての広報等もあわせてお願いをいたします。

○議長（久慈隆一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 庭木の枝切り作業で出た枝を燃やしているかについては私の方では把握しておりません。それで、燃えるごみとしての出し方については、まず燃えるごみの袋がありますので普通の、普通のと言えればいいか、普通の取り扱いと同じで、燃えるごみの袋に入れて、ごみ収集所に出してもらいます。そして、その袋の数が、袋が何ぼにもなると思いますが、袋の数が多場合は他の住民に迷惑がかからないよう何回かに分けて出してくださいをお願いします。

それから、袋への入れ方については、袋からはみ出さなければよいので、手間をかけて粉碎する必要はございません。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 枝等はかさばるので袋に入れることはなかなか困難ですが、逆に枝を袋に入れなくて縛って、その上に袋をかけるという方法は認められるのか、その点について再度お聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） それは認められません。袋に入れて、袋からはみ出さないようにしてもらいます。以上です。（「わかりました。以上で私の質問を終わりたいと思います」の声あり）

○議長（久慈隆一君） これで7番坂本 豊君の質問を終わります。

暫時休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し会議を再開します。

日程第2 一般質問 2番 藤田 修一議員

○議長（久慈隆一君） 日程第2、2番藤田修一君の質問を許します。藤田修一君。

○2番（藤田修一君） おはようございます。

きょうは、3点について質問いたしたいと思います。

先ほどの坂本 豊議員と重複する場面もありますけれども、そこら辺は先ほどのおりですと言わないで私にも答えていただきたいというふうに思います。

まず最初に、村営住宅の件についてお尋ねいたします。

村営住宅の建設は、今年度は宅地の造成工事を行うというふうになっておりますが、現場を見ますと、まだ全く手がついていないというふうに見受けられます。このままですと、まもなく積雪期に入りまして工事也非常にやりにくいし、いい工事もできなくなるんじゃないかなというふうなことで心配しているわけですが、どうしておかれているのかということをお尋ねの方々も非常に気になっていると思いますので、ご説明をいただきたいと思っております。

○議長（久慈隆一君） 建設課長、答弁。

○建設課長（柿崎真人君） お答えさせていただきます。

今の予定ですと、来年の4月に着工し、7月か8月ごろまでには完了したいと思っております。

今回の公営住宅の造成工事は工程的には大体これくらいの日数は必要なかなと思っております。ただ、若干、今回当初から分筆登記のための測量に時間を費やしたことや農業振興計画の変更、そしてまた農地の転用の申請、これは農業委員会の同意書をいただきまして申請をしておいたわけですが、来年の1月に農地の転用の許可がおりる予定になっております。この辺のところを、去年の12月に実は農地法が改正されて、農振計画の変更あるいは農用地の転用につきましては、かなり複雑な事務内容になってございます。その辺でちょっと時間を費やした経緯もございまして、これがもうちょっとスムーズにきますと、私の予想ですと11月ごろには契約ができたのではないかなと思っております、その辺につきましては申しわけなく思っております。

1月に転用許可と開発行為の許可をいただきますと、その後、早い時期に造成に向けての事務手続を進めます。契約の締結、あるいは対価の支払い、そしてまた所有権移転登記、そして最終的には入札ということで、1月中には契約ができているんですけども、今議員おっしゃるとおり、1月、2月、そして3月の上旬はどうしても雪がありますので、一応造成工事は4月から進めたいと思っております。事業そのものは繰り越し事業となります。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今課長から説明を受けたわけですが、農振区域の地区除外というのはもっと早くできたんじゃないかなと。当然転用目的になるわけですが、もっと早くやっておいても事業には差しさわりのないんじゃないかなというふうに思うわ

けですけれども今まで、何月からスタートしたのかは知りませんが、年度初めからでも、4月早々にでもその手続は書類上でやって、すぐ転用になって、書類上げたから、すぐあしたにもできるというものではないかもしれませんが、そういう手続が、ちょっとスタートがおくれたんじゃないかなというふうには思うわけですが、その辺を詳しくお知らせ願いたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） その辺なんですけれども、農振の計画変更につきましては、何をどう建てるのか、どこに建てるのか、なぜそこを選んだのか、今かなり複雑化しております。それで農振計画の変更は最初にできない。まずは建物の構想、それからその場所を選択した理由とか細々なことが、それが整理されないうちは農振の除外の変更ができないというような状況でございますので、建物等そういう、あるいは選択の理由等を整備してからの変更申請になりました。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） いろいろ書類の複雑さでおくれたと。それで、以前にもありましたように用地の、何ていいますか、買収の範囲というか、その辺も変わったようございますので、そういうようなものも影響あったのかなと私は想像されるわけですが、いずれにしてもおくれたことは間違いないわけで今後も十分に、おけているわけですから、急いで積雪期に工事しろというふうなことは私も言いませんけれども、やってもいいものがないというふうなことが心配されますので、4月、雪が消えてから本格的な工事に入るというふうなことは私はいと思いますけれども、今後もいろいろな問題が発生すると予想されますので、十分に議決したことは進めていただきたいというふうに思います。

次に、ホタテガイの大量へい死の対策についてお尋ねいたします。

先ほど坂本 豊議員からもございました。玄関に大きな看板で、「蓬田村ホタテガイ高水温被害対策本部」というふうな看板が設置されております。海の関係では滅多にこういうことはないわけですが、農業に関しては以前にも何回か冷害対策本部というふうなことがありました。そのときは農協なり農業委員会、それから農業共済組合とか生産者の団体である農事振興組合長というふうなことで対策本部を設置したと思われるわけですが、今回のその対策本部のメンバー、そして会議はどういうふうに行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） その対策、まず対策本部を10月22日に設置してございます。それで、そのメンバーはどうなっているのかということでございますけれども、班長以上をもって組織してございます。それで、今まで4回行っております。設置日の10月22日と、それから27日、それから11月の1日、12月の6日と4回行っております。

それで、その中でどういうことがあれなのかといいますと、担当課で何ができるのか、漁家に対して、そういうこと等が話し合われて、それがメインになってございます。以上です。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） ただいま班長以上の方々でその対策本部の構成を行っているというふうなことでございますけれども、班長というのは役場の班長という意味だというふうに解釈いたしますけれども、そのメンバーには漁協だとか県連の、例えば共済、先ほどもお話にありましたけれども、漁業共済の関係者とかそういうメンバーは全く入っていないで、役場だけの会議を行ったというふうなことでよろしいのか、再度お尋ねいたします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） 先ほど4回あったということで私、回数を申し上げましたけれども、その2回目にやった10月の27日、この日、蓬田村ホタテ高水温対策の打ち合わせ会議ということで漁協の組合長と、それから中川事務担当の補佐、課長補佐と、それから畠山理事だと思っていましたけれども、それから副組合長、それで、その中で漁協では何をどうしてほしいのかということ等について、これらの要望書等が上がってきたわけです。今役場では何が出ているのか。その場で、ただ対策本部のメンバーの中には漁協とかは入っていません。以上です。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） たしか以前の農業の冷害対策本部ということになれば農協だとか共済組合だとかいろいろな団体が、もちろん生産者も入って対策本部を設置したというふうなことになって、いろいろな協議をされたと記憶しているわけですが、ただ、1回だけは漁協の課長補佐、理事の1名が入って会議を開いたと、対策本部のメンバーには入っていないというふうなことですが、常にその関係団体とも連絡をとってやっていくのが要望に最もこたえる対策ができるんじゃないかなというふうに思われま

すけれども、これからでもその対策本部の中にそういう関係者を入れていくべきだと私は思うわけですが、そういう考えがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） いろいろ関係機関とも相談の上、やはりそういう方向に持っていかざるを得なければ、そういう方向に持っていきたいということに考えております。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 3回の質問は終わりましたけれども、今のところで、そんなに新しいことが出てきたりしなければ今のままでいくというふうなことで私は理解しましたけれども、私は入れたほうが、最後の方になって、これもやってほしかったと、そういうふうな声が漁業者の皆さんから出てこないような対策をとっていかねばだめかなというふうに思います。

先ほどこれも重複するわけですが、漁協からは6項目の要望書が出されておりますけれども、共済掛金の補助、それから借入金の利子補給、母貝確保のための補助、それから種苗資材の補助、それから村税及び保育料の減免・支払い猶予措置、漁業従事者の雇用確保と、この6つの面については先ほど課長からも、これこれをやるつもりだというふうな話で対策を組んでいるようなことでもございました。具体的には、今回の補正予算には共済掛金の80万円の補助とか、それから350万円の母貝確保のための緊急対策、そういうような対策で出ているようなことでしたけれども、これからも県からも指示があったりすれば対応するというふうなお話をきょう聞くことができました。ただ、私、予算書を見てたった430万円でもいいのかなというふうなことをただ思ったわけですが、これについてもっと補足して説明いただけることがあれば説明していただきたいというふうに思います。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） 今430万円と言われましたけれども、350万円。（「350万円と」の声あり）ええ。これが2億円の、新聞紙上で藤田議員も見ていると思うんですが、これ基金で積むホタテガイ母貝の確保緊急対策基金事業なるものがございまして、その中で蓬田村が幾らと、350万円と、これ新聞でも発表されましたので私、今言うんですけど、割り振りされているわけです。積み立てしていないものだから350万円基金積み立てするということでもございますので、何分ひとつよろしく申し上げます。

(「わかりました」の声あり)

○議長(久慈隆一君) 藤田修一君。

○2番(藤田修一君) 関連してお尋ねいたします。ホタテの養殖している漁場というのは、その海の底にはナマコが生息しているわけで、近年、ここ一、二年、ナマコが以前ほどとれなくなったということを聞いております。それは、どうしても潜水の方法でナマコを漁獲して、ナマコの資源が減少したためじゃないかなと私は思うわけですが、ナマコというのは大きいミミズみたいなもので、有機物を砂と一緒に食べて、それで有機物をこしてえさにしているわけで、非常に海の環境を守るためにも大事な、食料としてだけでなく海の環境を守るためにも大事な資源だと私は思うわけで、このままですとナマコがますます少なくなっていくんじゃないかなと懸念されるわけで、このナマコの資源確保のためにも何か手を打っていった方が、今回ですと漁業者の理解も得やすいんじゃないかなというふうに思われますが、こういうふうなホタテとナマコと関連した事業をやっていくつもりがあるのか。やっていくべきだと思いますけれども、考えをお聞きいたします。

○議長(久慈隆一君) 藤田修一君にちょっと注意します。今の項目の中でナマコのことでも質問してもらえれば、それで2つ答えることになるんですけども、今のままでいくと1つの項目の中で5回目の質問になるんです。その辺を考えてホタテと、またナマコのことでも1つに質問してもらえれば5回にならないで3回で済むわけですよ。その辺入れて……。 (「休憩」の声あり)

暫時休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時05分 再開

○議長(久慈隆一君) 休憩を取り消し会議を再開します。

産業振興課長、答弁。

○産業振興課長(工藤正人君) 議員おっしゃるように、ナマコことは当然考えております。ただ、これ漁協と我々ワンスайдで言っても我々ちょっとわかりませんので、今しゃべっていることはわかるんですけども。漁協ともぜひそれをやっていくように、互いに向こうの考え方なども聞きながら、漁協でやりたくないものをうちの方でやれやれと、これまた無理な話だろうし、その辺はうちの方でも検討しながら、漁協とお話しし

ながら進めていきたいと、このように思っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） ぜひとも将来の資源を守るためにも頑張ってくださいというふうに思います。

次の質問に入ります。道の駅建設というふうなことで、その基本計画策定業務委託料というふうなことで80万円計上されていますけれども、道の駅というのとはどのような構想で行おうとしているのか、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 藤田議員にお答えいたします。

本村の基幹産業は農林水産業でございます。農業においては、米の価格が1万円を大きく下回るという情勢になっております。また、米との複合作物でありますトマトの収入についても伸び悩んでいるというのが今の現状でございます。また、我々一番心配しているのは後継者がだんだん減ってきていると、これらについても懸念しているところでございます。

国において今回、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）という関係する国との関税の撤廃、これを協議するということが政府の方針として決まったようでございます。そうしますと、今までも非常に厳しい農林水産業、これからどうなるのかと本当に心配なわけであります。よって、やはり我々も反対はもちろんしていかなければいけないけれども、それに対応していかなければいけない。例えば第1次産業、つまり農林水産業が主体の我が村では、やはり次に第2次、第3次と、つまり6次産業をもっともっと推進していく必要があるだろうと。そして、トマトや野菜、ホタテなどの第1次産品をもっともっと付加価値をつける必要があると。もちろん米についてもそうであります。それらをやはりこれから村民全体で考えて村の活性化をしていかなければいけないと、このように考えております。そのためには何としても、やはり地場産品を直接販売できる施設、それからその加工等をできる施設、この2つをセットでつくっていった産業振興に努めると。もう1つは、この販売施設、あるいは加工施設にやはり雇用の場を設けていくと、雇用の場を確保していくということも1つの大きな我々の願いであります。そういう点から地場産品の直販、そして加工センターを総合的に考えて、この道の駅、仮称でございますけれども、この道の駅を建設して村の活性化につなげていきたいと、このように考えておりますので、ひとつ何とぞご協力のほどをお願いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、村長から道の駅というふうなことで、私、想像するに道の駅ということは直売場というふうなイメージがあるわけですがけれども、加工施設を付設した道の駅は、今のところ仮称だというふうなお話をさせていただきましたけれども、この加工場建設については私、前にも質問したことがあって、私自身は必要じゃないかなというふうなことを今でも思っているわけでございまして、私の要望を村長も聞いてくれたのかなと思って、うれしく思っております。ただ、マルシェ、それからよもっと、2カ所の直売所があるわけですがけれども、人口が限られた中で競合をして、どっちかがだめになるというふうなことがあっても、これもあんまりいいことじゃないんじゃないかなというふうに思うわけですがけれども、その辺は競合したり単なる競争に終わらないためにも、どういうことを考えているのかということをお聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 非常に的を射た質問で、我々としてもこの点については本当に悩むところでございます。ただ、マルシェの場合をいいますと、やはり向こうの方には車が少なくなっていくだろうということで我々想像しているわけでありまして。よって、これ以上、あそこの売上げが伸びるということは非常に厳しいだろうと。ということは運営も厳しいだろうと思っております。ただ、それを廃止するということではなく、それらについてはどうすればよくなるのかということをも十分検討していきたいと。まだどうする、こうするという考えはありませんけれども、やはり十分考えていかなければいけない。また、よもっとについても競合するようなことではだめですので、それらについてはこれから協議していかなければいけないと。いずれにしても、いろいろな問題が山積しておりますので、十分我々としては地域の意見を聞きながら、そういうマルシェ、よもっと等の意見を聞きながら進めていきたいものだと思っております。そして、今我々考えているのは、それらを総合的に考える対策委員会といたしまししょうか、そういう何かの委員会をつくって皆さんの声を聞きながら進めていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） まだ具体的には考えていないと。ただ、それは単なる競争で終わるんじゃなくて、きちんとした住み分けをして考えていかなければならないというふうなことを答弁いただきました。

ただ、もう1つありますのは、今調査費が補正予算で80万円というふうなことでありましたが、どれくらいの期間をかけて計画を練って、そしてその施設がどういうふうな管理をなされていくのか。指定管理者というふうなことも考えられるでしょうし、いろいろなことがあると思いますけれども、具体的に考えていることがあればお知らせ願いたいというふうに思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） お答えいたします。

今回の補正予算に計上しております80万円につきましては、道の駅の構想につきまして具体的に現在頭の中で考えていることは、口頭で言っているものを紙に書いたもの、目に見えるものにつくっていくと。それで、どういう施設を張りつけするのか。そして、その施設がどのくらいの面積なのか。それからその用地、建設用地とかも、その辺も含めて来年3月までに基本的な構想をつくりたいということで予算を計上した次第でございます。以上でございます。（「管理運営」の声あり）

管理運営につきましては、来年度以降、当然どういうふうな運営をしていくか、そういうことも、あと現在加工グループとか加工を活動しているさまざまな人たちの意見を聞いていく必要がありますので、具体的には平成23年度の中で詰めていく必要があると思っておりました。ただ、時間的に今、話し合いの方は、やるとすれば来年平成23年度を待たないで入っていく必要もあるのかなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） いろいろなお話を聞きましたけれども、村長からは非常にいい意見だなと、村長のいい意見だなというふうなことを感じたわけですがけれども、いろいろな方面と相談しながらやるからには、できるだけ多くの人に満足いただけるような施設をつくっていただきたいというふうに思います。

私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（久慈隆一君） これで、2番藤田修一君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時16分 散会

上記会議の経過は、事務局長川崎清春が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員